

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

受注者名称

会 社 名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容				
契約日	年 月 日	工 期	自	年 月 日
契約金額	円		至	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

《再下請負関係》

会社名		代表者名	
住 所 電話番号	Tel ()		
工事名称 及び 工事内容			
契約日	年 月 日	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
下請契約額	円		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

(※1) 下請契約額には、社会保険料等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業主負担分及び労働者負担分)を含むこと。

※ 色つきセルは入力必須項目。

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

様式6-10-2

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者を専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1) 経験年数による場合
 - ① 大学卒[指定学科]3年以上の実務経験
 - ② 高校卒[指定学科]5年以上の実務経験
 - ③ その他 10年以上の実務経験
 - (2) 資格等による場合
 - ① 建設業法「技術検定」
 - ② 建築士法「建築士試験」
 - ③ 技術司法「技術士試験」
 - ④ 電気工事士法「電気工事士試験」
 - ⑤ 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - ⑥ 消防法「消防設備士試験」
 - ⑦ 職業能力開発促進法「技能検定」

健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

- 1 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 2 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 3 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者の従事状況について
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事状況について
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。